

平成26年4月8日

各 位

会 社 名 インスパイア株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(J A S D A Q ・ コード : 2 7 2 4)
問 合 せ 先 専務取締役 野瀬 有孝
電 話 番 号 0 3 - 3 2 8 9 - 6 6 5 1

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、東京地方裁判所において、合同会社エコに対し、訴訟を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起に至った経緯

当社（原告）は、平成26年4月2日「訴訟の経過に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、平成26年1月31日開示「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」にて和解した和解金の支払を留保しておりましたが、本日、和解相手である合同会社エコに対し、請求異議訴訟を提起したものであります。

2. 当該訴訟を提起した裁判所、年月日及び事件番号

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 提起した裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 提 起 日 | 平成26年4月8日 |
| (3) 事 件 番 号 | 平成26年（ワ）第8611号 |

3. 当該訴訟を提起した相手（被告）

- | | |
|---------|-------------------------------|
| (1) 氏 名 | 合同会社エコ 代表社員 露木 千尋 |
| (2) 住 所 | 東京都港区南青山二丁目2番8号
DFビルディング5階 |

4. 当該訴訟における請求の趣旨

(1) 訴訟の内容

- ① 被告から原告に対する東京高等裁判所平成25年（ネ）第4415号、同第5612号保証債務履行請求控訴事件の和解調書の執行力ある正本に基づく強制執行は、許さない。
- ② 被告から原告に対する東京法務局所属公証人長秀之作成平成26年28号代物弁済合意公正証書の執行力ある正本に基づく強制執行は、許さない。
- ③ 訴訟費用は、被告の負担とする。

(2) 訴訟の内容の説明

上記①における強制執行の内容は、当社と合同会社エコとの間の平成26年1月31日付和解における連帯保証債務金2億5千万円のことであります。

上記②における強制執行の内容は、当社と合同会社エコの和解が成立した後に、連帯保証金2億5千万円の支払いについて、合同会社エコが代物弁済を請求したため、平成26年2月19日に合同会社エコとの間で作成した公正証書であります。連帯保証金2億5千万円の支払方法として、平成26年3月31日までに金2億5千万円のうち金1億円の支払いを代物弁済することを謳っており、履行しなければ当社は違約金として金5千万円を直ちに一括して支払う旨が記載されております。

5. 今後の見通し

なお、当該訴訟が当社に与える影響は、現段階ではないものと判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合はすみやかにお知らせいたします。

以 上